# 町田美津子　市議会報告
## 無所属　市民派

2013(平成 25)年6月議会

2013(平成 25) 年 9月17日発行

連絡先:0495-22-5237(議員専用電話) 発行者:本庄市議会議員町田美津子


## ○本庄スマートエネルギータウン構想とは何か？
## ○従来の電気会社の電力ではない、「新電力の町」日本の、世界の「モデル都市・本庄」とは何か？
## ○吉田市長が発言する「日本一の新エネルギーの町になる」とは何か？

平成23年(2011年)5月、本庄早稲田リサーチパーク内に本庄スマートエネルギータウンプロジェクトが発足している。　産・学・官の連携する国家的プロジェクトである、**このプロジェクトは「本庄エネルギータウン」を次のように構想している。**

「自然再生エネルギー利用の発電システムと現在未利用となっている余剰熱(太陽熱、大気熱、地中熱)を家庭、商業施設、事業所、工場等利用するグリーン社会システムを構築する。」

「自然エネルギーの徹底活用で、気候変動に対応したスマートシティモデルを徹底的に追及する。環境総合研究センターをはじめ早稲田大学が総力を結集する。気候変動対応型の次世代モデル都市を国内外に向けた『ショールーム』として実現する。」

**つまり、「本庄エネルギータウン」とは「従来の電気会社の電力に頼らない。」自然再生エネルギーを利用した「新電力を導入する町」であり、国内のどこよりも最先端で、より多く新電力を導入する町として本庄市を 日本の世界のモデル都市」にすることが構想されている。**

まず、対象となる事業は、自然再生エネルギーを利用した創エネ、省エネ空調システムの導入である。今年度の8月前後に、市民プラザ跡地と児玉総合支所跡地と本庄東中学校の建て替え施設と3つの公共施設の建設が、ほぼ同時期に工事着工になるとのこと。ここに、「従来の電気会社の電力に頼らない」自然再生エネルギーを利用した創エネ、省エネの空調システムが導入される。しかし、吉田市長執行部より一切の説明はない。「非公開」ですすめているのは何故なのでしょうか？

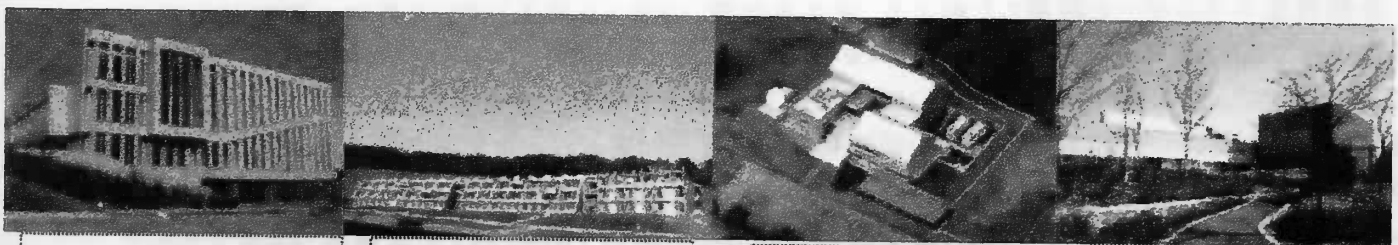

早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター

インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田

早稲田大学新研究棟

早稲田大学芸術・科学センター

【写真:埼玉県ホームページより】

埼玉県上田知事は、エコタウンを県政の三大プロジェクトの1つとして位置づけ、平成24年度から平成28年度迄の5ヶ年計画で重点的にとりくむとしており、平成25年(2013年)2月の県議会では、「新エネルギー埼玉モデルの構築について」本庄市と東松山市の工場の省エネ化を図るために、空調設備などの更新や改修を支援し、工業団地全体のエコファクトリー化を進めると発言しており、工業団地の空調設備の改修やエコ化を図ることが「埼玉エコタウンプロジェクト」の重要な事業となっています。

**これを受けて吉田市長執行部は2013(平成25)年6月、本庄市議会において、エコタウン推進事業費として新エネルギー設備導入事業補助金 2,500 万円を予算計上した。議会はこれを可決した。**

児玉工業団地内の工場への「従来の電気会社への電力に頼らない」自然再生エネルギーを利用した創エネ・省エネの空調システムの導入及び改修を目的として、1 社に約 500 万円、20 社に 100 万円を補助する。

しかし、「自然再生エネルギーの何と何を利用したどんな空調設備なのか？」についての説明は一切ない。また補助する「根拠」と「目的」「補助基準」も示されず、今後どれだけの本庄市費が導入されるか等の全体構想も明らかにされないことから、私、町田美津子は反対を致しました。

**Q秩父市のし尿処理施設は、重油を使って機械を動かしている。早稲田大学と県庁の環境施設課と本庄市の方が来て、「バイオオイルの実験があるけど秩父市でやってくれないか？」、場所を提供してバイオマスオイルが使えるかどうかの実験を一週間くらいやったとのこと。そこでお聞ききする。秩父へ持って行ったオイルは何でつくったのか？この結果はどのようなものであったのか？**

**A埼玉県と早稲田大学でやっていること。本庄市の職員は行っていない。内容はわからない。**

**≪コメント≫**

**オイルのもとは何で作っているのか？プラスチックは石油・発泡スチロール・トレイから作っている。ペットボトル等を細かく刻み、もう1度戻してオイルにしたものかもしれない。「内容が分からない」という答弁ですが、「日本一のモデル都市」となる本庄市が分からないでは、本庄市民はどうしたらよろしいのでしょうか？**

**自然再生エネルギーを利用した創エネ・省エネの空調システムの設置は環境にいいかもしれないが、予算はかかるとのことです。(山口県・豊北中学校)**

自然再生エネルギーを利用した創エネ、省エネ空調システムを導入している県内の市町村は春日部市のみであり、春日部市役所に導入している。全国でも少ない例しか存在しておらず、山口県の豊北中学校では、豊北中学校となり、この新建学校に地熱と太陽熱と木質を利用した創エネ、省エネ、空洞システムが導入されている。校舎の屋根には、太陽光パネル128枚が設置され、約2万kwの電力(約5%)をまかなっている。中国電力から訳35万3000kwを購入しているとのこと。**この空調システムの総設置費は約1億5700万円、保守点検費用は、年間約150万円。熱交換器は5年か6年で洗浄しなければならず、約50万円かかるとのこと。**これから故障していく。メンテナンス代がかかる。環境に良いかもしれないが、「予算」はかかるとのこと。又、従来の冷暖房も使わないとダメとのことです。

# むし歯予防のための
# 集団フッ化物洗口（＝フッ素洗口）の中止を求めます！

2012（平成24）年12月議会

## 2013（平成25）年度より、本庄市教育委員会は、市内全小学校を対象に集団フッ化物洗口事業（＝フッ素洗口）の実施を開始した。

本庄市教育委員会は、2013（平成25）年度4月より、全小学校に「集団フッ素洗口」事業を導入した。翌年の2014（平成26）年度は、全小学校と、中学校1年生を対象に実施する。2015（平成27）年度は、全小学校と全中学校を対象に導入する、と「校長会」「教頭会」に伝えている。

本庄市議会、厚生文教常任委員会には集団フッ素洗口についての何らの連絡もなく、これに関係しての本庄市教育委員会との検討・協議も一切行われていない。

## 集団フッ素化物洗口（以下フッ素洗口）とは何か？

集団フッ素洗口とは、虫歯予防として、フッ化ナトリウム（ミラノール）を水で薄め、口に含んでブクブクと1分間うがいをすることです。（1週間に1回・10ml）。ミラノール（フッ化ナトリウム洗口剤）添付書「使用上の注意」では、（4）誤って飲用し、嘔吐、腹痛、下痢などの急性中毒症状を起こした場合には、牛乳、グルコン酸カルシウム水和物などのカルシウム剤を応急的に服用させ、医師の診療を受けさせること。**（5）歯科医師の指導により使用すること** と記載されています。**歯科医院で歯科医師の指導の下で「個別接種」こそ望ましいものと考えます。**

フッ素の「安全性」「有効性」をめぐって世界の学者の間で論争が続いています。本庄市教育委員会は、効果と安全性を強調していますが、両方の見解があることを公表し、また、洗口で使用する「劇薬、指定医薬品ミラノール」の添付書を情報公開すべきです。

（安全性）フッ素自体に毒性があり、急性毒性過敏症の危険性があり、フッ素の暴露量・年齢・体質等によっては、歯のフッ素症（斑状歯）の危険性も否定できず、また、全身影響への懸念も払拭されていない。

**1981年、「むし歯予防へのフッ素利用に関する意見書」に引き続き2011年1月、「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」（日本弁護士連合会）**

（安全性）フッ素は「必須栄養素」「有益栄養素」としている国もあり、通常の使用法では、急性毒性・過敏症の危険性は否定されている。歯のフッ素症は、エナメル質形成期に一定濃度以上の、毎日摂取する全身応用によって発症するものであり、通常の方法ではおきない。**2011年2月「日本弁護士連合会」の意見書に対する見解・「日本口腔衛生学会」（日本歯科医学会の一分科会）**

**Q 製造元への取扱説明書に「劇薬」とあるこれについての見解は？**

A 製造元の取扱説明書によれば、希釈前は劇薬とされていますが。希釈後は普通薬でございます。従いまして、我々といたしましては、用法・溶量を守って使用すれば安全である、と考えています。

**Q 急性中毒事故が発生した場合の対応と、どなたが責任をとられるのか？**

A フッ化物洗口後、児童が体調不良を訴えた場合には、直ちにその状況に応じた応急処置を養護教諭などが行ったうえで、すみやかに医療機関で受診することを徹底するよう学校を指導することで、安全が図れるものと考えています。

**Q 実施上の問題点として、想定されるリスクは何か？事故が発生した場合の責任の所在についてお聞きする。**

A 実施上の問題点として、想定されるリスクですが、洗口剤の管理の不行き届きや、希釈方法の誤りによる事故が想定されます。事故が発生した場合は、学校管理下である以上、原則として他の事故と同様にこれは教育委員会が責任を負うものであります。また、本庄市も問われる立場の可能性もあります。

我々は、歯科保健の向上を図ることには反対しません。しかし、フッ素洗口については、使用するフッ化ナトリウムが毒薬に近い劇薬であること、フッ素洗口をしなくても虫歯が近年順調に減少してきたこと、フッ素洗口には有効性がほとんどないこと、保護者に正しい説明がなされてないことなど、大きな問題があります。

もし、子どもに急性中毒事故や、後遺障害が起こった場合、その責任はどなたがとられるのでしょうか？

子どもがもし、食事抜きあるいは昼食抜きの空腹の状態でフッ素洗口を行ったり、週1回法の高濃度(905ppm)洗口液を用い、誤って全量を飲み込んだ場合には、フッ化物濃度や液量にミスがなくても子どもの年齢が小さいほど急性中毒が起こる危険性が高いと考えられます。このような場合、市町村長・教育長・校長・厚生労働省「マニュアル」の著者らの、どなたが責任をとられるのでしょうか？

2009(平成9)年、6月12日、薬剤オンブズパーソン、タイアップ仙台、フッ素斑、班長及び子どもを有害化学物質から守る会みやぎ代表 加藤 純 氏(仙台市宮千代加藤内科医院・医師)、薬害オンブズパーソン、タイアップ仙台代表 小野寺 信一 氏(弁護士)、日本フッ素研究会 代表 成田憲一氏(歯科医) は、宮城県議会議員 61 名に、「虫歯予防のための集団的フッ化物洗口事業の中止を求める」要望書を提出した。 (上記は一部抜粋)

**WHO(世界保健機関)の見解**

**フッ素洗口について6歳未満は禁忌、など16項目を勧告している。**

**本庄市では、2010(平成22年)度4月より1歳半を対象に、2011(平成23年)度4月より3歳児を対象に実施。1歳半検診と3歳児の検診の際にフッ素の塗布を実施している。**

庁議に政策決定権は「ない」よ
吉田市長執行部は、明治時代の「官尊民卑」に昔帰りでしょうか？
2013(平成25)年3月議会

**吉田市長執行部は、県内で先駆けて何らの民主主義手続きを踏まずに「従来の人権同和行政」の全面廃止を突然に、権力的に決定をした。そして決定日より、部落解放運動団体や、人権市民団体との一切の面会を拒否している。そして、県内市町村を同様の方向に向かわせるための「モデル市」として、先導的役割を果たそうとしている。**

**2011(平成23)年、11月28日、「庁議」で政策決定。「庁議」は、いつから最高協議機関から、最高議決機関になったのか？**

吉田市長と前企画財政部長と人権推進課3人は、「同和問題に関する民間運動団体への対応について」と題する従来の人権同和行政の一方的な廃止と変更を内容とする方針書(案)を作成した。これを2011(平成23)年、11月28日の「庁議」にかけて政策決定をした。庁議に政策決定権はない。ない所で政策決定をするのであれば、議会制民主主義(二元代表制)の根幹を揺るがしかねない。

そして、**同日の28日付で、本庄市長・吉田信解名で本人発第85号「貴会への対応について」(通知)として「同和問題に関する民間運動団体への対応について」を部落解放運動団体へ送付をした。**送付と同時に吉田市長執行部は、部落解放運動団体や、人権市民団体との一切の面会を拒否を続けている。

## 「庁議」とはどんな組織なのか？
## 庁議＝吉田市長執行部の毎週火曜日に開催する定例会

**「本庄市庁議等設置規定」**に定められている。

第3条(目的)「庁議は、市行政に関する**最高協議機関**として、市政全般にわたる重要事項を協議するとともに部及び各機関の総合調整を行うことを目的とする。

第4条(構成)「庁議」は、次に掲げる者をもって構成する。

**市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、福祉部長、保健部長、経済環境部長、拠点整備推進局長、児玉総合支所長、教育委員会事務局長、水道部長、**

**2011(平成23)年度11月29日**

吉田市長執行部は12月議会の第1日目、開会前わずかな時間しかない、市議会全員議会に「同和問題に関する民間補助団体への対応について」を配布した。吉田市長からの十分な説明はなく、全体の協議も行われていない、私の質疑は当番幹事(司会担当議員)によって、制止された。当然採決も行われていない。これは単なる決定後の事後連絡です！

## トップダウンで規制事実をつくって議会承認はあとづけ

**①2012(平成 24)年 1 月 26 日**、吉田市長執行部は集会所移管について、地元説明会を開催した。(9 つの自治会が参加)

**②2012(平成 24)年 3 月 1 日**、吉田市長執行部は、集会所子ども会役員会を開催した。(集会所事業の廃止についての説明)

まだ、議会で承認されていないにもかかわらず、「決定」として、説明会を開催している、議会はまったく軽視されている。

2012(平成 24)年 3 月議会
第 4 号議案
本庄市立隣保館及び管理に関する条例等を廃止する条例を提案
次に揚げる条例は廃止する
(1)本庄市立隣保館設置及び管理に関する条例
(2)本庄市同和対策審議会条例
(3)本庄市同和対策生活相談員設置条例
(4)本庄市立集会所設置及び管理に関する条例

2012(平成 24)年 3 月 25 日、**賛成 19 対 反対 1(町田)**により、可決された。

**Q「これまで、推進してきた(従来の)同和対策事業が、部落差別の解決にはつながって行かない。」吉田市長はこのような独自判断をしている。この独自判断の根拠をお聞きする。**

A 集会所の地元の方々から、「集会所事業を終わりにしてほしい」あるいは「集会所はいらない」という意見があったと報告を受けている。実態的差別の解消にむけて、これまで進めてきた諸事業が必ずしも心理的差別の解消に繋がっていない、という考えから、今までの諸事業の見直しを行っていくことへの必要性を感じていたところでございます。

**Q部落差別があるかぎり、同和行政は進める必要があると思うが、部落差別は今もあるのか、ないのか？解消されているか、いないか？市長と教育長の二人の長にお聞きする。**

A (市長)これは、心の問題という面もございます。非常に色々な面で、偏見とかそういったものは、同和問題に限らず、様々な面であるわけでございます。

(教育長)これはまさに心の問題で、大変難しい面もあるわけでございますが、同和問題だけではなく、色々なことに関して、心理的な面と言うのはあるわけでございます。

**Q2011(平成 23)年 11 月 16 日、本市の「今後の同和行政基本方針」は、本年度で 10 年目をむかえる。見直しについて検討してまいりたい。 と部落解放同盟埼玉県連合会に回答しているが、11 月 28 日には「全面廃止方針書」を送付した。部落解放同盟埼玉県連合会に回答した内容は虚偽なのか？それともわずか 12 日間で「全面廃止」を決定したのか？**

A 11 月 16 日付の回答については、市としてその時点の考え方を回答として送らせていただいている。その後**11 月 29 日に方針が決定した。**その間 12 日間という短期間ですが、本庄市としては、「同和問題に関する民間運動団体への対応について」方針決定させていただいた。ですからその時点での回答は虚偽ということではなくて、その時点での市の政策としての考え方でございます。

≪コメント≫11 月 29 日(市議会全員協議会)で方針決定した、と答弁しているが、政策決定したのは 11 月 28 日の庁議である。従って、この答弁は全くのウソ、の答弁である。

2013(平成25)年6月議会
議会基本条例等調査特別委員会(田中輝好委員長)提出の
「本庄市議会基本条例」は、吉田市長執行部等に反問権を与えた。
**これは、議員の「代表権」「質問権」「調査権」を弱体化させることにあり、市民の不利益につながる。従って、町田は反対しました。**

**第6号議案　本庄市議会基本条例に反対する立場から討論に参加した(以下発言内容)**

本日提出の「本庄市議会基本条例の」第4章
議会と行政の関係(議員と市長等の関係)
第8条(2)本議会に出席した市長等は、議員から質問を受けた時は、議長の許可を得て、当該議員に対し、反問することが出来る、としています、

つまり、議会基本条例等調査特別委員会の提出したこの条例は市長に反問権を与えています。「私は、市長に反問権を認めることについて賛成することはできません。同条例の、議会の役割、第3条・3において、「議会は市民本位の立場から、市長その他の執行機関(以下市長等という)の事務執行の監視及び評価、政策立案並びに市長等に対する政策提言を行う。としています。**「吉田市長執行部のチェックをすること」これは議員の重要な役割です。現状において、吉田市長執行部による、議員への情報の公開や説明が不足している状況にあるだけでなく、吉田市長執行部は、自分たちの定例会である「庁議」において単独で重大な政策決定さえ行っております。**

過日、「議員一人一人に調査権はない。」と言い切った市職員がおりました。吉田市長執行部の、議員及び議会を軽視する姿勢は市職員の意識にも反映していると言わざるを得ません。

今「本庄市基本条例」に求められていることは、吉田市長執行部に反問権を与えることではなく、自らの「代表権」「質問権」「調査権」の充実強化を図ることにあります。市長と議員では明らかに立場が違います。スタッフ、職員、約520名以上を抱える市長と議員は対等ではないのです。

吉田市長執行部と各常任委員会説明者にすべて反問権を与えるとのことですが、これは議員の「調査権」(質問権、代表権)を侵害し縮小化させ、本庄市民の不利益につながるものです。

従って、吉田市長執行部に反問権を認めることについて賛成することは、できないことから、第6号議案「本庄市議会基本条例」に反対します。

**賛成19　対　反対1(町田)**

(提出者、田中輝好委員長に対する議会質疑)

Q(町田)反問権を認めた理由は？

A(田中)議会の活性化が第一。

Q(町田)市長以外の誰に反問権を与えるのか？

A(田中)登壇する関係職員に反問権を認める、各(常任)委員会でも認める。

Q(町田)吉田市長執行部にすべて反問権を与える。各常任委員会の説明者にすべて反問権を与えるということ、では反問権を与えるメリットとデメリットは？

A(田中)メリットは、活性化させる。**デメリットは、使わないとわからない。**

- 地方分権の実現には、地方議会の権限強化が必要です。

# 視察報告書

２０１３年（平成２５年）８月
厚生文教常任委員会委員　町田美津子

（１）視察先とテーマ
　　視察先　愛知県稲沢市中央図書館
（２）実施日　２０１３年（平成２５年）７月３０日（火）
　　１３：００～１５：００
（３）説明者　稲沢市立中央図書館館長　森　正義氏
　　稲沢市立中央図書館主幹　村田　司氏

（一部抜粋）

## ①本庄市立図書館の駐車場不足問題

１９８１（昭和５６）年１１月、現在の本庄市立図書館は完成、オープンをした。この完成時の駐車場の確保台数は１２台。本庄市はすでに車社会でありながら、「駐車場のない図書館」を建設した。しかも非常に「交通アクセスしづらい」利用しづらい場所に建設をした。さらに本庄西小学校グラウンドを図書館駐車場として利用し、児童からグラウンドを取りあげ続けている。「西小学校グラウンドの貸受時期は不明」と担当課は説明をしているが、新図書館建設時に仮設図書館を西小学校グラウンド内に１年間設置していること等、建設時より西小学校グラウンドを利用し「あてにしてきた」
以前に、この件について文部科学省に調査をしました。
学校のグラウンドは、国からの補助金が入っている。従って補助金の目的以外の目的でグラウンドを使用することは補助金違反になる。「場合によっては補助金を返還していただくこともあり得る。」との説明でした。
学校グラウンドの設置目的と図書館の設置目的は明らかに異なる。「学校グラウンドを市立図書館駐車場として利用する。」ことは、２つの目的を軽視していることであり、２つの目的の実現を後らせることである。

**①【提言】**

本庄市立図書館は、築３１年が経過し建て替えの時期を迎えている。多くの市民は駐車スペースの改善を希望している。
「現在の場所で建て替える」
「現在の場所で大規模改修を実施する」ことは、「駐車場のない図書館」を継続させることであり、今後も西小学校の児童からグラウンドを取り上げ続ける、ということです。
従って、「現在の場所は適当ではない」、駐車場が十分確保でき、交通アクセスのよい場所に、近代的図書館を建設すべきです。

## ②蔵書数と蔵書収容能力と蔵書スペース問題

本庄市立図書館の蔵書収容能力は１０万冊。蔵書１０万冊を想定して建築されている。平成２２年度の蔵書数は２１万４６４５冊。（内児玉分館　５万冊）蔵書収容率は１７０％。本庄市立図書館の蔵書スペースはすでに限界に達している、と市担当課は説明をしている。毎年、１０００～２０００冊の増冊となるが、収容するスペースの確保が難しい状態となっている。
平成２２年度の県内平均の蔵書数は、３３６，５３２冊。（平成２３年度埼玉県公立図書館。埼玉県図書館協会編・平成２２年度実績より）県内平均蔵書数には１２１，８８７冊が不足している。本庄市立図書館は県内「４０市中・３２位」と低い所に位置している「蔵書の少ない図書館」となっている。

**②【提言】**

市町村の図書館費は、国と県からの補助金は一切ない。すべて市町村費の単独費で賄われている図書館予算をどのように確保するか、によって図書館の内容は大きく変わってくる蔵書数が少ない本庄市はこれまで図書館予算の確保が不足していたと言わざるを得ない。
**築３１年が経過し、本庄市立図書館の建物と設備は老朽化している。さらに「蔵書数は少ない」「蔵書スペースもない」「駐車場もない」「三無い図書館」となっている。**
稲沢市長は「エレベーターのない」「手狭な図書館」から近代的図書館を希望する市民の要望に応え、新図書館建設を決断した。
本庄市立図書館も「三無い図書館」から近代的図書館の建設を決断していただくことを、合併市民のためにぜひ決断していただきたい。

本庄市立図書館
昭和５６年新館完成時　１２台
その後敷地内に２台分増設
本庄西小学校グラウンド内（貸受時期不明）２４台



民間 12